

香川県報



第 75 号

平成 15 年

9月24日(水曜日)

目次

規則

●みどり豊かであるおのいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

(みどり保全課)

●麻薬及び向精神薬取締法施行細則

(業務感染症対策課)

告示

介護保険法の規定による事業者の指定

(長寿社会対策課)

公告

土地改良事業計画変更の同意

(土地改良課)

開発行為に関する工事の完了(二件)

(都市計画課)

開発行為に関する工事(公共施設)の完了

" "

土地区画整理法の規定による換地処分をした旨の届出

" " 九

監査委員公表

監査結果の公表(七件)

規則

みどり豊かであるおのいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十八号

みどり豊かであるおのいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

みどり豊かであるおのいのある県土づくり条例施行規則(平成十五年香川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号ロ及びハを次のように改める。

ロ 独立行政法人緑資源機構

ハ 独立行政法人水資源機構

第三条第一号ホを次のように改める。

ホ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

附則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則をここに公布する。

平成十五年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十九号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号。以下「法」という。)の施行について、麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和二十八年政令第五十七号)及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(麻薬営業者の免許が失効した場合等の届出)

第二条 法第三十六条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による届出は所有麻薬届出書(第一号様式)により、同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)(の規定による届出は麻薬譲渡届出書(第二号様式)により行わなければならない。

(麻薬小売業者等の届出)

第三条 法第四十七条から第四十九条までの規定による届出は、年間麻薬受払届出書(第三号様式)により行わなければならない。

(麻薬取締員証)

第四条 知事は、法第五十四条第二項の規定により任命した麻薬取締員に対し、麻薬取締員証を貸与する。

2 麻薬取締員証の制式は、第四号様式のとおりとする。

3 麻薬取締員は、麻薬取締員証の取扱いを慎重にし、知事が指定した場合を除き、常にこれを携帯しなければならない。

4 麻薬取締員は、職務の執行に当たり、司法警察員として職務を行う者であることを示す必要があるときは、麻薬取締員証の身分証及び記章を提示しなければならない。

5 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

6 麻薬取締員は、麻薬取締員を免ぜられたときは、直ちに麻薬取締員証を知事に返納しなければならない。

(措置入院者の入院に要する費用の徴収)

第五条 知事は、法第五十九条の四の規定により、法第五十八条の八第二項に規定する措置入院者(以下「措置入院者」という。)、その配偶者又は当該措置入院者と生計を同じくする民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に規定する扶養義務者(以下これらの者を「費用負担者」という。)、から当該措置入院者の入院に要する費用として別表に定める額を徴収する。

2 知事は、災害その他の特別の事由により費用負担者に経済上の著しい変動があったときは、前項の規定により徴収する費用の額を変更することができる。

附 則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

別表(第五条関係)

費用負担者の所得税額の合算額	徴 収 月 額
百五十万円以下の場合	〇円
百五十万円を超える場合	二万円。ただし、措置入院者の入院に要した費用の額から精神保健及び精神障害者福祉に関する法

律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第三十条の二に規定する法律の規定により当該措置入院者が受けることができる医療に関する給付の額を控除した額が二万円に満たない場合は、その額

備考

- 費用負担者の所得税額の合算額とは、費用負担者の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していないときは、前々年分の所得税額)を合算した額をいう。
- 措置入院者が月の途中において入院し、又は退院した場合のその月の徴収月額については、表中「二万円」とあるのは、「二万円をその月の実日数で除して得た額にその月の入院日数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)」と読み替えるものとする。

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

所有麻薬届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

所有する麻薬について、麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項(第36条第4項において準用する同条第1項)の規定により届け出ます。

麻薬取扱者	免許の種類	麻薬卸売業者・麻薬小売業者・ 麻薬施用者・麻薬管理者・麻薬研究者	免許番号	
麻薬業務所	所在地			
	名称			
届出理由及びその 発 生 年 月 日	年 月 日			
所有する麻薬	品 名		数 量	
所有する麻薬の処 分方法	麻薬営業者等への譲渡		廃棄	

- 備考 1 麻薬取扱者の免許の種類及び所有する麻薬の処分方法の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
- 3 届出理由の発生の日から15日以内に届け出てください。

第2号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

麻薬譲渡届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

麻薬を譲り渡したので、麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項(第36条第4項において準用する同条第3項)の規定により届け出ます。

麻 薬 取 扱 者	免許の 種 類	麻薬卸売業者・麻薬小売業者・ 麻薬施用者・麻薬管理者・麻薬研究者	免 許 番 号	
麻 薬 業 務 所	所在地			
	名 称			
譲 渡 年 月 日	年 月 日			
譲 渡 し た 麻 薬	品 名		数 量	
譲 受 人	住 所			
	氏名又は名称			
	麻薬取扱者	免許の 種 類	免 許 番 号	
	麻薬業務所	所在地		
名 称				

- 備考
- 届出者に係る麻薬取扱者の免許の種類欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 届出者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - 譲渡の日から15日以内に届け出てください。

第3号様式（第3条関係）

年間麻薬受払届出書

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
氏 名



（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

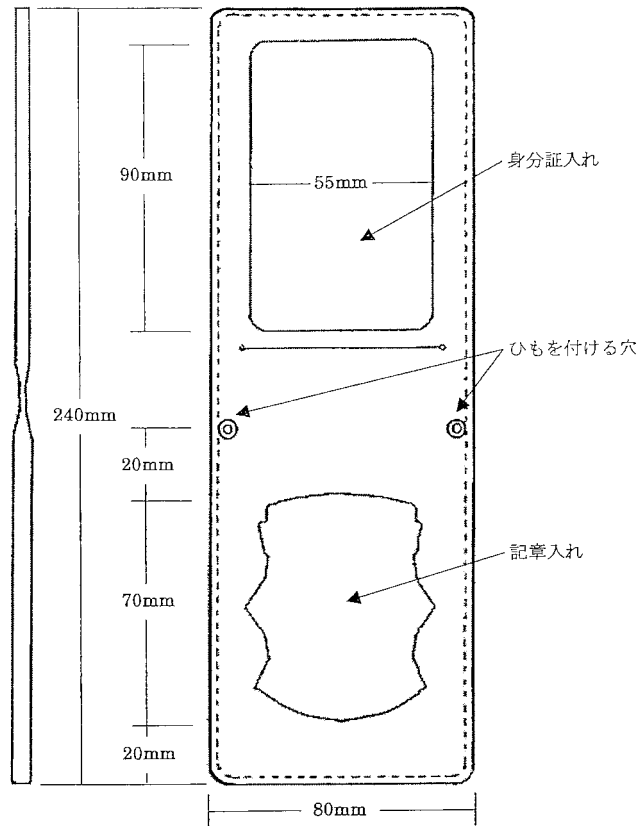
麻薬及び向精神薬取締法第47条（第48条、第49条）の規定により届け出ます。

麻薬取扱者	免許の種類	麻薬小売業者・麻薬管理者・麻薬施用者・麻薬研究者	麻薬の品名	前年の10月1日に所有 (管理)した数量	受け入れた数量	払い出した数量	本年の9月30日に所有 (管理)した数量	備考
	免許番号							

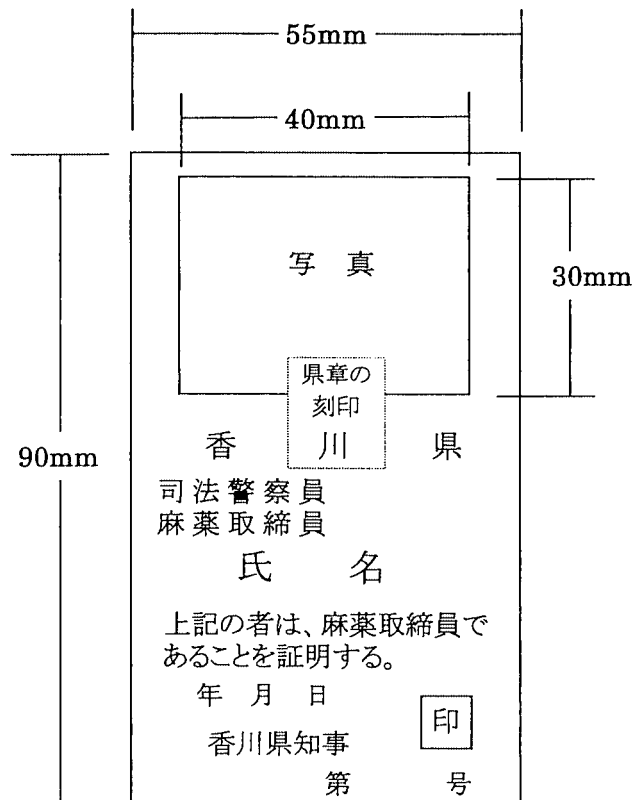
- 備考
- 麻薬取扱者の免許の種類は、該当するものを○で囲んでください。
 - 麻薬の品名の欄は、規格（濃度、容量、剤型等）別に記載してください。
 - 受け入れた数量の欄には、前年の10月1日から本年の9月30日までの間に譲り受け、又は新たに管理に属した数量を記載してください。
 - 払い出した数量の欄には、前年の10月1日から本年の9月30日までの間に譲り渡し、施用し、若しくは施用のため交付し、又は製造し、製剤し、若しくは研究のため使用した数量を記載してください。
 - 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - 毎年11月30日までに届け出てください。

第4号様式(第4条関係)

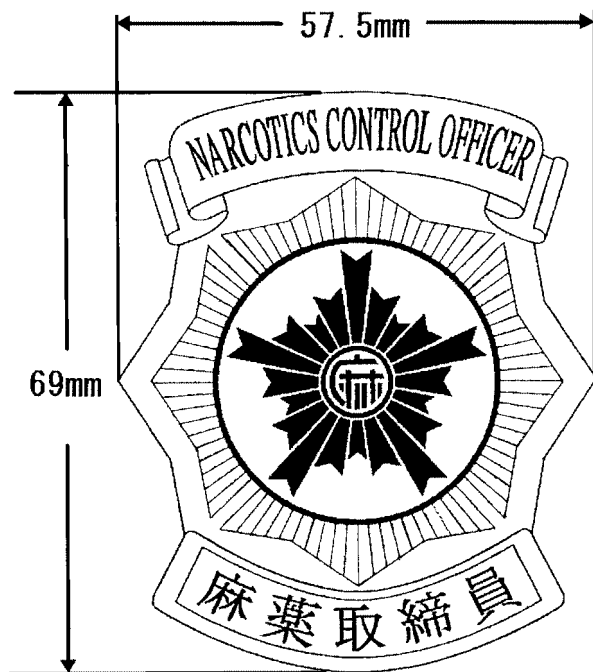
本体



身分証



記章



- 備考
- 1 本体は、黒色革製二つ折りとし、ひもを付ける穴を設ける。
 - 2 身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認することができるものとする。
 - 3 身分証には、写真（脱帽して上半身を正面から撮影したもの）を印刷し、又ははり付け、氏名を記し、県章の刻印を押し、知事印を押しものとする。ただし、当該写真を印刷した場合は、県章の刻印を押しことを要しない。
 - 4 記章は、金属製とし、花卉部分を銀色、「麻薬取締員」及び「NARCOTICS CONTROL OFFICER」の文字を黒色、その他の部分を金色で表示する。

告 示

香川県告示第五百四十一号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十五年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

介護保険 事業所番号 三七七〇一 〇二六〇〇	事業所の名称 及び所在地 有限会社ケアセンター 風生 高松市御殿町六四九番 地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地 有限会社ケアセンター 風生 代表取締役 井村艶子 高松市御殿町六四九番 地	指定年月日 平成十五年 九月十六日	サービス の種類 訪問介護 居宅介護 支援
三七七一五 〇〇六七九	綾歌老人デイサービス センター 綾歌郡綾歌町岡田下五 〇三番地一	社会福祉法人さぬき恵 寿会 理事長 近石恵三 綾歌郡綾歌町岡田下五 〇三番地一	"	通所介護

公 告

香川県公告第五百五十八号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する
 同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、東かがわ市が土
 地改良事業（単独費補助土地改良事業（横断道関連・ほ場整備事業）小坂地区）計画を
 変更することについて平成十五年九月一日同意した。

平成十五年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第五百五十九号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第
 三十六条第三項の規定により公告する。
 平成十五年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市駒止町二丁目三七一一 一の二部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
高松市林町二二七番地一〇
株式会社 穴吹ミサワホーム
代表取締役 嶋津 哲

香川県公告第五百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第
 三十六条第三項の規定により公告する。
 平成十五年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市川津町字中塚四五一一 一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
坂出市川津町四六六五番地
高木 優

香川県公告第五百六十一号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法
 （昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。
 平成十五年九月二十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
坂出市駒止町二丁目三七一一 一の二部

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員四・六メートル、延長五八・〇五メートル）

坂出市駒止町二丁目三七一一 一の一部

2 排水施設

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長五六・四〇メートル）

坂出市駒止町二丁目三七一一 一の一部及び同地先農道

排水管（直径一〇〇ミリメートル、延長六一・二〇メートル）

坂出市駒止町二丁目三七一一 一の一部及び同地先市道

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市林町二二七番地一〇

株式会社 六吹ミサワホーム

代表取締役 嶋津 哲

香川県公告第五百六十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三十三条第三項の規定に基づき土地区画整理組合から尾尾町加藤土地区画整理事業として換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十五年九月二十四日

香川県知事 眞 露 裕 栄

調査結果公表

香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成15年9月24日

香川県監査委員 鎌 田 守 恭
同 名 和 基 延
同 石 川 桐 治

同 広 瀬 員 義

1 監査対象部署 政策部及び出納局

2 監査対象年度 平成14年度

3 監査の概要

監査対象機関 消費生活センター

監査年月日 平成15年4月17日

東京事務所 平成15年5月27日

県民参画課 平成15年6月6日

政策課 平成15年6月9日

広聴広報課 "

自治振興課 平成15年6月10日

選挙管理委員会事務局 "

交通政策課 "

情報政策課 "

人権・同和政策課 平成15年6月13日

出納局 平成15年8月25日

小豆総合事務所 平成15年9月2日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 占用料の収入事務について

占用許可の期間が前年度以前から継続している道路占用料については、平成14年4月30日までに徴収しなければならぬにもかかわらず、事務処理が遅延し、納入通知書の発行がその期限を超えていた。（小豆総合事務所）

イ 超過勤務手当の支給について

(ア) 週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更を週を越えて行ったが、勤務を要することとなった日の属する週にある休日に休日給が支給されているため、休日給が支給された時間を差し引いて支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、これを差し引かず支給しているため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(政策課)

(イ) 半日勤務時間の割振り変更を行い、勤務を割り振られた4時間を越えて勤務した場合には、4時間を超える時間については、支給割合100分の125の超過勤務手当を支給すべきであるにもかかわらず、誤って支給割合100分の135の超過勤務手当を支給しているため、正当額との差額分を返納させる必要がある。

また、半日勤務時間の割振り変更を週を越えて行ったが、勤務した4時間について支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しなければならないにもかかわらず、支給していないので、追給する必要がある。(小豆総合事務所)

ウ 旅費の支給について
定期券による公共交通機関利用の通勤手当の支給を受けている職員について、その経路に通勤定期の通用区間を含む出張を命じ、旅費計算に当たって通勤手当との調整が必要であったにもかかわらず、調整をせず誤った額の旅費を支給しているため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(小豆総合事務所)

エ 賃金の支給について
(ア) 日々雇用職員の賃金の支給に当たり、出勤日数を誤って算定しているため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(広聴広報課)

(イ) 日々雇用職員の期末賃金の支給に当たり、欠勤があるにもかかわらず、支給割合を誤って算定しているため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(県民参画課)

(3) 検討指示事項
該当事項なし

香川県監査委員公表第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、

同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成15年9月24日

香川県監査委員

鎌田守恭
同 名和基延
同 石川稔治
同 廣瀬員義

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成14年度
- 3 監査の概要

監査対象機関

監査年月日

農業大学校	平成15年4月14日
西讃農業改良普及センター	平成15年4月15日
農業試験場	平成15年4月18日
東讃土地改良事務所	"
東部家畜保健衛生所	平成15年4月22日
畜産試験場	"
水産試験場	"
赤潮研究所	"
畜産課	平成15年5月22日
農業生産流通課	"
農業経営課	"
農政課	平成15年5月23日
土地改良課	"
農村整備課	"
水産課	平成15年5月26日
海区漁業調整委員会	"
東讃農業改良普及センター	平成15年8月26日
中讃土地改良事務所	"

中讃農業改良普及センター 平成15年 8月28日

西讃土地改良事務所
西部家畜保健衛生所 平成15年 9月11日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 海岸占用料の調定について

送電ケーブルの設置を目的とする占用許可に伴う海岸占用料の調定に当たり、占用面積の算出方法を誤ったため、調定額が誤ったものとなっている。(中讃土地改良事務所)

イ 通勤手当の支給について

自動車等で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通勤距離の認定を誤っているものが見受けられたので、精査のうえ正当額との差額分を返納させる必要がある。(農業生産流通課、農業試験場)

ウ 住居手当の支給について

住宅を借り受けて居住する職員の住居手当の支給に当たり、家賃の認定を誤っているものが見受けられたので、精査のうえ正当額との差額分を返納させる必要がある。(農業経営課)

エ 超過勤務手当の支給について

(フ) 週休日の振替えを週を越えて行う場合には、支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しなければならないにもかかわらず、支給していないので、追給する必要がある。(中讃農業改良普及センター)

(ハ) 週休日に新たに勤務を命じた場合に、勤務時間の確認を誤り勤務時間が4時間に満たないにもかかわらず、週を越える半日勤務時間の割振り変更を行い、支給

割合100分の25の超過勤務手当を支給しているので、支給割合100分の25の超過勤務手当相当額を返納させ、支給割合100分の135の超過勤務手当を追給する必要がある。(東讃農業改良普及センター)

(フ) 週休日に新たに8時間の勤務時間の割振りを行った場合、4時間ずつ2日に分けて勤務を要しない日を定めることはできないにもかかわらず、割振り変更を行い、支給割合100分の25の超過勤務手当を支給しているので、支給割合100分の25の超過勤務手当相当額を返納させ、割振り変更ができない4時間については、支給割合100分の125の超過勤務手当を追給する必要がある。(農業大学校)

(3) 検討指示事項

ア 登記事務処理の推進について

用地の未登記の解消については、これまでも努力されているところであるが、依然として多数の未登記件数が見受けられるので、引き続きその解消に向けて検討が必要である。(土地改良課)

イ 学校等敷地の管理について

学校等敷地内に介在した農道、水路等が用途廃止等所要の手続がとられないまま残っている。境界確認を行うなど努力されているところであるが、引き続きその解消に向けて検討が必要である。(農業大学校、水産試験場)

香川県監査委員公表第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成15年 9月24日

香川県監査委員 鎌田守恭

同 名和基延

同 同 石川稔治

同 同 同 広瀬員義

1 監査対象部局 土木部

2 監査対象年度 平成14年度

3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
横断自動車道対策課	平成15年3月25日
長尾土木事務所	平成15年8月26日
普通寺土木事務所	"
坂出土木事務所	平成15年8月28日
西讃土木事務所	"
高松土木事務所	平成15年8月29日
高松港管理事務所	平成15年9月2日
サンポート高松推進事務所	"
道路建設課	平成15年9月4日
道路保全課	"
河川砂防課	"
港灣課	平成15年9月5日
都市計画課	"
下水道課	"
建築課	平成15年9月8日
住宅課	"
サンポート高松推進課	"
土木監理課	平成15年9月9日
技術企画課	"
4 監査の結果	
<p>財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度関係機関に口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p>	
(1) 指摘事項	
該当事項なし	
(2) 指導注意事項	
ア 占用料の収入事務について	

(ア) 占用許可の期間が前年度以前から継続している道路占用料及び河川占用料については、平成14年4月30日までに徴収しなければならないにもかかわらず、納入通知書の納付期限が徴収期限を超えているものが見受けられた。(長尾土木事務所、普通寺土木事務所)

(イ) 道路占用料等を履行期限までに納付しないときは、当該履行期限後20日以内に督促状を発行しなければならないにもかかわらず、督促状の発行が遅延しているものや督促状が発行されていないものが見受けられた。(普通寺土木事務所)

イ 証紙収入事務について
証紙により収入する特殊車両通行許可申請手数料の平成14年10月分証紙収納報告書の収納金額及び件数が誤ったものとなり、是正が必要である。
また、同手数料に係る証紙収納簿が作成されていなかった。(長尾土木事務所)

ウ 超過勤務手当の支給について
(ア) 週休日に新たに勤務時間の割振りを行った場合、割り振った8時間又は4時間の勤務時間を超えた時間に対しては100分の125の割合で超過勤務手当を支給しなければならないにもかかわらず、100分の135の割合で支給していたので、正当額との差額分を返納させ又は追給する必要がある。(河川砂防課、長尾土木事務所、坂出土木事務所)

(イ) 週休日に新たに勤務時間の割振りを行い、週を越えて勤務を要しない時間を定めたため、割り振った勤務時間に対し100分の25の割合で超過勤務手当を支給したが、異なる週に属する週休日の勤務時間の割振り変更により、初めに新たに勤務時間を割り振った週において勤務を要しない日又は時間が定められたことから、結果的に当該週の勤務時間が40時間を超えなかったため、100分の25の割合で支給した超過勤務手当相当額を返納させる必要がある。(河川砂防課、坂出土木事務所)

(ウ) 週休日に新たに勤務時間の割振りを行い、週を越えて勤務を要しない時間を定めた場合には、割り振った勤務時間に対し100分の25の割合で超過勤務手当を支給しなければならないにもかかわらず、支給していなかったため、追給する必要がある。(河川砂防課)

(四) 超過勤務手当の支給に当たり、超過勤務時間の入力を誤ったため、追給又は返納を要するものが見受けられた。(河川砂防課)

(3) 検討指示事項

ア 高松港港湾施設使用料の徴収について

高松港港湾施設使用料の徴収事務委託制度の在り方については、昨年度の定期監査において検討指示事項としたところであり、現在、関係者と協議しながら多方面から検討されているところであるが、速やかに検討結果を得るよう努められたい。(港湾課)

イ 登記事務処理の推進について

用地の未登記の解消については、計画的な取組みにより一定の改善成果は認められるものの、依然として相当の未登記件数が見受けられるので、引き続き登記事務処理の推進を図る必要がある。(土木監理課)

ウ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について
廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。(道路保全課、河川砂防課)

香川県監査委員公表第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成15年9月24日

	香川県監査委員	鎌田守恭
1	監査対象部局	議会事務局
2	監査対象年度	平成14年度
3	監査の概要	
	監査対象機関	監査年月日
	議会事務局	平成15年5月29日

4 監査の結果

財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

香川県監査委員公表第37号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成15年9月24日

	香川県監査委員	鎌田守恭
1	監査対象部局	人事委員会事務局
2	監査対象年度	平成14年度
3	監査の概要	
	監査対象機関	監査年月日
	人事委員会事務局	平成15年5月29日
4	監査の結果	
	財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。	
	なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。	
	予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。	
	香川県監査委員公表第38号	
	地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。	
	平成15年9月24日	

香川県監査委員 鎌田守恭

<p>1 監査対象部局 地方労働委員会事務局 2 監査対象年度 平成14年度 3 監査の概要 監査対象機関 地方労働委員会事務局 4 監査の結果 財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。</p>	<p>同 名 和 基 延 同 石 川 稱 治 同 広 瀬 員 義</p> <p>なかつた。 なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。 予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p>
<p>1 監査対象部局 監査委員事務局 2 監査対象年度 平成14年度 3 監査の概要 監査対象機関 監査委員事務局 4 監査の結果 財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められ</p>	<p>同 名 和 基 延 同 石 川 稱 治 同 広 瀬 員 義</p> <p>なかつた。 なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。 予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p>
<p>1 監査対象部局 監査委員事務局 2 監査対象年度 平成14年度 3 監査の概要 監査対象機関 監査委員事務局 4 監査の結果 財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められ</p>	<p>同 名 和 基 延 同 石 川 稱 治 同 広 瀬 員 義</p> <p>なかつた。 なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。 予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p>
<p>1 監査対象部局 監査委員事務局 2 監査対象年度 平成14年度 3 監査の概要 監査対象機関 監査委員事務局 4 監査の結果 財務に関する事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められ</p>	<p>同 名 和 基 延 同 石 川 稱 治 同 広 瀬 員 義</p> <p>なかつた。 なお、軽微な事項については、その都度口頭により指導を行った。 予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。
 平成15年9月24日

香川県監査委員 鎌 田 守 恭
 同 名 和 基 延
 同 石 川 稱 治
 同 広 瀬 員 義